

会費等規程

平成 25 年 5 月 8 日 理事会決定

(入会金及び会費)

第 1 条 この規程は、公益社団法人東京グラフィックサービス工業会（以下、「この法人」という。）定款第 8 条の規定に基づき、会員が納入すべき入会金及び会費（以下、「会費等」という。）に関する事項を定めるものとする。

2 名誉会員は、会費等を納入することを要しない。

(入会金)

第 2 条 会員が、会員になった時に納入する入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 賛助会員 15,000 円

(会費)

第 3 条 会員が、毎年納入する会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 別表 1 のとおり
- (2) 賛助会員 年額 60,000 円

2 年の途中で入会した会員の会費は、年 12 ヶ月の月割り計算により算出し、月の途中で入会した会員の会費は、一月として計算する。

(会費の減免) 第 4 条 この法人は、災害等により会員が会費を納入することが困難となった場合には、理事会の承認を得て、会費を減免することができる。

(納入時期) 第 5 条 入会金は、入会時に全額を納入するものとする。

2 会費は、正会員については、毎年 1 月、4 月、7 月、10 月に 3 ヶ月分を前納するものとし、賛助会員については、毎年 4 月に全額を納入するものとする。ただし、賛助会員が年の途中で入会した場合には、入会した月から事業年度末日までの月数をもって算出した額を入会した月に納入するものとする。

(納入方法) 第 6 条 入会金及び初回の会費はこの法人の指定する銀行口座へ振込みにより納入するものとし、第 2 回目以降の会費は口座振替の方法により納入するものとする。

(入会金及び会費の用途)

第 7 条 会費等は、その 50%以上を法人会計およびその他事業費に充てるものとする。

(委任) 第 8 条 この規程の運営に関して必要な事項は、理事会が定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の承認を得なければならない。

別表1

ランク	従業員数	会費(月額)
1人会員	1人	850円
A	2～5人	1,750円
B	6～9人	2,100円
C	10～14人	2,900円
D	15～19人	3,350円
E	20～29人	4,500円
F	30～49人	5,500円
G	50～64人	6,000円
H	65人以上	7,000円

※「1人会員」とは事業経営者ないしデザイナー、カメラマン、イラストレーター、編集者等で1名のみで事業を営む個人を指す。

※「1人会員」の申請は各地域担当理事が行う。

